

いじめ防止基本方針

はじめに

有年小学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校における基本的な方針を策定します。

いじめの定義…「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）
（いじめ防止対策推進法第2条から）平成25年6月

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

注1：「一定の人間関係にある」とは、同じ学校・学級や部活動、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあること指す。

注2：「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品を要求されたり、物を隠されたりすることなどを意味する。

注3：けんか等を除く。

注4：発生場所は、学校の内外を問わない。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめか否かの判断は、強い・弱い等の印象や子供の様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断するのではなく、いじめを受けた子供の立場に立って判断する。

①いじめはどこでも起こりうる問題である

ア どの子も、いじめられる子、いじめる子になり得るという認識を持ち、日頃から子供が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

イ いじめ認知の4要件を満たせば、全ていじめと認知して対応します。

- ・児童生徒どうしである
- ・一定の人的関係がある
- ・心理的又は物理的な影響を与える行為がある
- ・被害児童が心身の苦痛を感じている

②いじめは人として絶対に許されない行為である

ア 「いじめは人として絶対に許されない」との強い認識を持ち、いじめられている子供を学校として守り通す立場をとり、毅然とした態度で指導します。

イ いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるという認識を持たせます。

ウ 命や人権に関わる問題として受け止め、解決を確認できるまで指導します。

エ いたずらやけんかと受け止めず、いじめは卑劣な行為であるとの認識を徹底します。

③いじめを受けている子供の立場で考える

- ア いじめられる側にも課題や問題があるという意識は持ちません。
- イ いじめか否かは、被害者の子供の気持ちを重視し、その子供の立場に立った指導を行います。
- ウ 先入観で、子供の人間関係を強者、弱者と一元的に判断せず、人間関係を多面的に捉えるよう努め、いじめの実態を的確に把握します。

④根気強く継続的な対応を心がける

- ア いじめは、子供の健全な成長と発達を阻害する重要な問題として受け止め、未然防止や早期発見と解消に努めます。
- イ いじめ問題は、解決したように見えても、別の形でいじめが再発する場合もあることから、継続観察と、継続指導に努めます。
- ウ いじめは、教職員の子供観や子供との関わり方、指導のあり方が問われる問題だと認識しています。

⑤周囲と連携して対応にあたる

- ア いじめの発生が疑われたり、発生した場合は、学年主任や管理職などに報告し、学校全体で確認や指導、解決にあたり、学校全体の問題として組織的に対応します。
- イ いじめ問題は、家庭教育のあり方や生育環境などと深く関わる面もあることから、日頃から保護者との人間関係づくりに努めます。
- ウ カウンセラーや関係機関との連携を図り、学校や先生がしっかり守ってくれるという集団の雰囲気づくりと安心できる学校環境づくりに努めます。

(2) 学校及び学校教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有しています。

(3) 教職員の姿勢

教職員は、日々自身の人権感覚を高め、児童一人一人が安心して教育を受ける環境を整えるよう努めます。そして、児童一人一人が自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を築いていきます。その中で、「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で児童に伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めます。また、児童や保護者、地域の方々と連携し、いじめの早期発見に努め、いじめ問題が発生した場合は組織的に、迅速に対応します。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導、特別支援教育コーディネーター、学年部代表、養護教諭、カウンセラー等により、いじめ防止対策委員会を設置しています。

委員会は定期的開催し、本方針に基づく取組の実行、状況の確認と取組の検証、改善策の策定等を行います。いじめが疑われる状況には、臨時に開催し、早期に組織的に対応します。

3 いじめの未然防止

「いじめ問題に対する対応の徹底について」「いじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」等（文部科学省）

次の3点に重点的に取り組みます。

- ◇ 教育活動全体に、命や人権を大切にする観点や視点を設定し、日常的な活動を通じて、いじめを許さない集団づくりを進める。
- ◇ 自分は、多くの人に大切にされ、愛され、かけがえのない存在であることを実感させる。
- ◇ 様々な集団活動をとおして、多様なものの見方や考え方を身に付けさせ、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。

(1) 分かる授業づくり

授業において達成感や成就感、自己肯定感を味わわせるとともに、学習に主体的に取り組む中で、共に高め合う人間関係が醸成されるよう工夫を重ね、研修に努めます。

間違いを冷やかさず、やり直しを支援・応援できる授業、協力して調べたり自由に表現したりする授業等により、よりよい仲間づくりを進めます。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導します。

(3) 体験活動の充実

奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かに育む教育活動を系統的・計画的に取り入れます。

(4) 学級経営の充実

①「居場所」のある学級づくり

互いの良さを見つけたり考え方の違いに気づかせる活動を取り入れたりして、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくります。

②教職員の子供たちへの温かい声かけにより、自己有用感や自己肯定感を育む取組を進めます。

③一人一人が安心して生活できる集団生活のルールを子供たちとともに作り、主体的に守っていこうとする意識を育てます。

④教師は不正や人権侵害等に対して毅然とした態度で臨みます。

(5) 情報モラル教育の充実

ネット上のいじめを予防し、トラブルに巻き込まれないように、高度情報化の影の部分を知ること、他者への影響を考えて行動すること、有害情報に適切に対応することなど、情報モラル教育を継続的に実施します。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から、心身の発達段階に応じて取り扱うように系統的に指導します。

4 いじめの早期発見

(1) アンケート調査の実施

毎月、児童に対するアンケート調査を実施し、いじめの兆候や実態を把握します。また、児童全員分の回答用紙は卒業時まで、回答をとりまとめた文書は5年間保存します。

(2) いじめ情報を察知する教師の感性

①観察力を高める

仕返しを恐れたり、いじめられている自分が嫌になったりして、被害の内容を表面

に出しにくいことをふまえ、普段の児童生徒の表情や態度、姿勢などに気を配り、変化を敏感に感じ取るように努めます。

②心を開く関係づくり

いじめを受けている児童や問題を抱えている児童は、自分が受けているいじめなどをなかなか話せないで、日頃から、子供とのふれ合いを大切にします。また、児童にとって話しやすい人、話しにくい人がいるという視点を持ち、他の教職員と協力して対応する体制をつくります。

③すべての子供の背景への気づき

子供の複雑な心の屈折やストレスの原因となる「背景」に目を向け、その状態を把握し、ストレスを発散させ、不安を軽減させる指導にも取り組みます。

(3) 教育相談の実施

- ①全職員が児童生徒への教育相談的な関わりを持つ体制づくりを進めます。
- ②相談室の整備など気軽に相談できる雰囲気づくりや環境づくりに努めます。
- ③スクールカウンセラーや教師による教育相談を受けやすいよう働きかけをします。
- ④教育相談の手法に関する研修を実施し、カウンセリングマインドによる適切な対応を心がけます。

(4) 児童・保護者との信頼関係づくり

- ①日記や連絡帳等を活用し、児童や保護者との連絡を密にします。
- ②誠実な態度で接し、安心して話ができる関係を作ります。

(5) 実践的な校内研修の実施

いじめの発見は、教職員の「気づき」が基本であり、いじめの問題について教職員の共通理解と指導の徹底を図ります。全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施します。

5 いじめに対する早期対応

- ①いじめに関する相談を受けたり、教職員がいじめと思われる兆候に気付いたりした場合は、速やかに管理職に報告し、その日のうちに対応します。
- ②校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立するため、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に、いじめの有無を確認します。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ再発を防止するために、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、全職員で対応する体制を作ります。また、その日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係と学校の指導方針を伝えます。
- ④いじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する適切な指導及び保護者への助言を、解決に至るまで継続します。いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることなく、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、相手の心の痛みを理解できるまで根気強く継続指導します。
- ⑤必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けることができるように、別室指導等の措置を講じます。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署等関係機関と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し適切に援助を求めます。

⑦特に配慮を要する児童への対応について 「いじめ対応マニュアル 改訂版P13」 参照

6 いじめ解消の要件

(1) いじめに係る行為が行為が止んでいること

- ①被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間「少なくとも3か月」を目安とします。
- ②いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、上記の目安にかかわらず、より長期の期間を設定します。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ①いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認します。
- ②いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ②いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ①学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告します。
- ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切に情報を提供します。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査資料を踏まえて必要な措置をとります。
- ⑤教育委員会等が調査する場合は、資料の提出など、調査に協力します。

8 ネット上のいじめへの対応

(1) 情報モラル教育・リテラシー教育の充実と教員の指導力の向上

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、専門家を講師として招くなど、教職員が十分研修し、全教職員がインターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ります。

(2) 保護者への啓発と家庭・地域社会との連携

学校では、機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていきます。保護者への取組を行う場合には、専門機関を活用して、自分の子供に携帯電話等が必要かどうか保護者の責任で判断し、保護者の責任で使用する必要があること、保護者・家庭は、携帯電話等の利用に関する危険性と子供たちの携帯電話等の利用の実態について、保護者自身が把握し、ネット上のいじめの実態について子供と話し合い、携帯電話等の利用方法についてルール作りをする

ように啓発します。

9 学校組織としての対応の充実

(1) 教師間の連携を深める

児童生徒の生活態度や言動などについて、日常的に情報を交換し合い、全体で課題を持つ児童への関わりができるよう、共通理解を図ります。そのために、問題を自分の学級だけで解決しようとせず、周囲の教師に積極的に報告・連絡・相談をします。いじめに関する情報の入手先や情報の活用について意思統一し、児童への事情聴取方法についても共通理解を図ります。

(2) 環境を整える

生活環境が子供の言動や態度、気持ちに与える影響は大きいことを踏まえ、教員は、学校内・教室内を美しく安全に整え、爽やかな整然とした環境で子供が過ごすことができる取組を継続します。

10 家庭・地域との連携

(1) 協働体制の構築

いじめ問題については、学校のみで解決することに固執せず、学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ります。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で協働して取り組むように努めます。

(2) 情報発信

学校におけるいじめへの対応方針、指導計画等の情報を積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をします。

(3) 情報交換

いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対して、誠意を持って対応します。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けます。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図ります。

実際にいじめが発生した場合には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行います。

(4) 家庭への支援（心の居場所となる家庭づくり）

いじめはどの子供にも起こり得るものです。すべての保護者が自分の子供にも起こり得るとの強い認識を持ち、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、常に連携を密にして取組を進めることが大切です。そのため、学校は、家庭において子供への十分な目配り・積極的な親子の触れ合い・何でも話せる雰囲気づくりが進められるように支援するように努めます。

おわりに

私たちは、未来を担う有年小学校の子供たち一人一人が、安心して楽しく充実した学校生活を実現できるように、この「有年小学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめのない学校づくりに努めます。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子供がいる
- ☐自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐授業中、教職員に見えないように消しゴム等を投げている
- ☐教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐グループ分けをすると特定の子供が残る
- ☐特定の子供に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- ☐におどおどしている
- ☐いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐にやにや、へらへらしている
- ☐表情が暗く、元気がない
- ☐遅刻・欠席が多くなる

◎授業中・休み時間

- ☐一人でいることが多い
- ☐学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- ☐好きな物を他の子供にあげる
- ☐他の子供の机から机を少し離している
- ☐食事の量が減ったり、食べなかったりする

◎その他

- ☐トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- ☐持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐けがの理由と本人が言う理由が一致しない
- ☐必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐理由もなく成績が突然下がる
- ☐手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- ☐多くのストレスを抱えている
- ☐あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐教職員によって態度を変える
- ☐グループで行動し、他の子供に指示を出す
- ☐他の子供に対して威嚇する表情をする
- ☐活発に活動するが他の子供にきつい言葉を使う
- ☐家や学校で悪者扱いされていると思いこんでいる
- ☐特定の子供にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐教職員の指導を素直に受け取れない

参考：「いじめ対応マニュアル 改訂版」平成29年8月（兵庫県教育委員会）

